

「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について

平成29年2月●●日  
個人情報保護委員会事務局  
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

個人情報保護委員会及び経済産業省においては、昨年12月15日（木）から本年1月13日（金）まで、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して3の個人又は団体から3件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する個人情報保護委員会及び経済産業省の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（本年5月30日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、個人情報保護委員会及び経済産業省の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	II. 2.(2)	<p>(意見) 『信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合』を各号列記に追記すべき。</p> <p>(理由) 実際の業務運営上必要になる場合があり、本人同意を前提に認めるべき。同様の趣旨は、金融分野のガイドライン案の4ページでは盛り込まれている。 【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>御意見を踏まえ次のとおり修正します（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】 「－（規定なし） ⑦ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合」</p> <p>【修正後】 「⑦ <u>信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合</u> ⑧ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合」</p>
2	II. 2.(7)	<p>以下、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」について意見を行う。</p> <p>P16のO3について、 「ア」については報告を行わせるべきであると考え。このような事態はそれなりの数存在すると思われるが、「個人情報」の限定的な解釈によって、「個人関係情報」は入っているが、「宛先及び送信者名」以外は入っていないなどという言い訳によって重大なインシデントが報告されない事が多発すると考える。世の中の業者の相当多くは問題ある組織であるのであるから、この言葉は悪用されると考えて、アの記述は削除されたい。 （それに、「宛先及び送信者名」だけでも重大な個人情報であるはずである。氏名と住所電話番号メールアドレス（これらが「宛名」として扱われるはずである。）が漏れて報告がなされないなどありえないであろう。国民を危険に晒した事態を把握しておくべきと思わないのであれば、これらは報告させるようにしていただきたい。）</p> <p>「イ」については、これは「経済産業省及び（その配下の系列の）認定個人情報保護団体への報告を要しない」ではなく、国土交通省に通報するように注意を行っていただきたい。国民の安全を守るためには、省庁を横断してインシデントを報告させていくようにする必要があるはずである。所管事業分野が違うので、事故について通報しない、というのは問題あると考える。（運輸業界もなかなか汚い面があるのであるが、それ</p>	<p>御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>は当然放置すべきではない。経済産業分野でも重要な役割を果たす運輸業界の健全化も視野に入れ、通報は行わせるようにされたい。</p> <p>「ウ」については、上の「イ」と同様である。「経済産業省及び（その配下の系列の）認定個人情報保護団体への報告を要しない」としても、国土交通省及び（その配下の系列の）認定個人情報保護団体への通報についての案内を行うようにされたい。</p> <p>「エ」については、本人には連絡すべきであると考え。</p> <p>意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
3		<p>「男の実力を、女はどう認めていくのか。」経済学的な視点で迫る。今後インフラ整備や開発、技術革新が非常に活発になるとみられ、経済的ジェンダーにギャップが生じると思われる。伝統文化の中の女性、経済発展の中の女性など、様々な女性像が浮かび上がる。伝統文化の女性の精神を保護する為の経済学とその情報を守る権利、また革新を受け入れていく社会での成長としての情報を守る権利意識が必要である。近年フランスのブランド「シャネル」は、都市に生きる女性の不安感を見事に商品化し成功を収めた。日本も女性の権利意識を高め、その中で何の悪意のある圧力がかかる事なく成長していく。素晴らしい進歩である。経済の自由な権利の確保をお願いしたい。以上</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は、信用分野ガイドライン（案）の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。</p>